

調 査 の 概 要

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

なお、平成26年商業統計調査に適用された商業統計調査規則及び調査票様式は、巻末を参照のこと。

3 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の2年後に実施することとなり、平成26年は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

年次別の調査期日は以下のとおり。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和27年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和57年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9月1日	〃	〃 60 〃	5月1日	卸売・小売業
〃 31 〃	7月1日	〃	〃 61 〃	10月1日	一般飲食店
〃 33 〃	7月1日	〃	〃 63 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 35 〃	6月1日	〃	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
〃 37 〃	7月1日	〃	〃 3 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 39 〃	7月1日	〃	〃 4 〃	10月1日	一般飲食店
〃 41 〃	7月1日	〃	〃 6 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 43 〃	7月1日	〃	〃 9 〃	6月1日	〃
〃 45 〃	6月1日	〃	〃 11 〃	7月1日	〃（簡易調査）
〃 47 〃	5月1日	〃	〃 14 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 49 〃	5月1日	〃	〃 16 〃	6月1日	〃（簡易調査）
〃 51 〃	5月1日	〃	〃 19 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 54 〃	6月1日	〃	〃 26 〃	7月1日	〃

注) 平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しない。

4 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所（警戒区域等はその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第4条参照）を除く）を対象とした。

調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

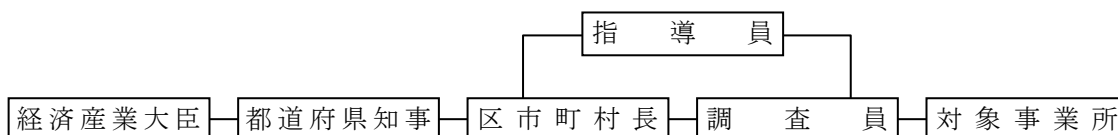
5 調査の単位

原則として、事業所単位（「場所ごと」、「経営者ごと」）の調査である。したがって、経営者が同一であっても、異なった場所で商業事業を営んでいる場合は、本店、支店、営業所など、それぞれの場所ごとに調査の対象となる。

6 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路及び調査方法は、以下のとおり。

- (1) 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



- (2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式

